

判例評釈

〔フランス企業法判例研究〕

EIRL（有限責任個人企業者）の「充当届出書」に
 充当される物の記載がない場合における
 個人企業者の「財産」の集合
(1)
 破毀院商事部2018年2月7日判決．

鳥山 恭一

〔事実〕

M. Z は、飲料の移動販売（vente ambulante de boissons）を行なうために、2012年3月5日に「飲料小売業の開業届出書（déclaration d'ouverture d'un débit de boissons）」を提出した。M. Z は、同月15日に EIRL（entrepreneur individuel à responsabilité limitée 有限責任個人企業者）の「充当届出書（déclaration d'affectation）」を Le Mans 商事裁判所の書記課に提出した。その「充当届出書」には、充当される物（biens affectés）の記載はなかったのであるが、「充当届出書」は受理されて、M. Z は EIRL として Le Mans の商業会社登記簿に登録された。

M. Z は2012年3月22日に、その職業活動による銀行取引のための当座口座（compte courant 交互計算）を Crédit Mutuel に開設し、2012年5月30日に Iveco の業務用車両を登録した。

その後、M. Z は重度の手術（grave intervention chirurgicale）をうけることになり、（M. Z の主張によれば）2013年11月26日から同年12月31日まで入院して、退院後も3か月間は業務ができなかった。そのために、M. Z は、「支払停止届出書（déclaration de cessation des paiements）」を裁判所に提出した。

（1）清算人による個人企業者の「財産」の集合の請求

2014年7月1日に、Le Mans 商事裁判所は、M. Z の EIRL について「裁判上の清算（liquidation judiciaire）」の手続きを開始し、M. Y が EIRL の清算人に任命された。

M. Y は、M. Z の「充当届出書」は職業活動になんら「財産 (patrimoine)」を充当するものではなく、EIRL の活動のための銀行口座は存在せず、EIRL の計算書類は提出されておらず、M. Z は EIRL の業務においてその職業活動に充当していないその「財産」との混同を行っており、(それゆえ) EIRL の「裁判上の清算」の手続きの対象である「財産」への M. Z の「個人財産」の「集合 (réunion)」を請求して、債権者への弁済を可能にすることについて M. Y には理由があると主張して、商法典 L. 621-2 条第 3 項にもとづいて、M. Z の「財産の集合」の言渡しを M. Y は Le Mans 商事裁判所に請求した。

(2) Le Mans 商事裁判所の2015年4月30日の判決

Le Mans 商事裁判所は、2015年3月10日の判決⁽²⁾において、受命裁判官 (juge commissaire) がその報告書を提出していないことを確認して同年4月14日の弁論の再開を言い渡した後に、2015年4月30日の判決⁽³⁾において、つぎのように判示して M. Y の請求を退けた。

「M. Y は、L. 526-6 条の誤った解釈 (interprétation erronée) を行なって、企業者はその活動に必要であるすべての物を充当する『義務を負う』(《à l'obligation》) と主張するのであり、その条文は、企業者がその活動に必要であるすべての物を充当することが『できる』(《peut》) と明示しているのであり、M. Y の請求はそれゆえ退けられる。

商法典 L. 526-13 条の違反は立証されておらず、M. Z は適法に会計を行ない、その活動に固有の銀行口座を開設しており、M. Y の請求は退けられる。

充当された物は、年間73 000 € の売上高を実現していた M. Z の活動と完全に相応しており、さらに、M. Z はそれらの物をその充当届出書において充当することはできなかったのであり、M. Z が車両を取得したのは EIRL の創設の後であった。

M. Z は、その法的な義務、社会保障制度上の義務および税制上の義務を遵守し、その活動により必要になる様々な届出を行なったこと、その EIRL のために Crédit Mutuel に口座を開設したこと、その EIRL を創設した後に2012年5月30日に取得した IVECO の小型トラックをその職業のための利用に充てたこと、M. Z は重度の手術をうけることになり、そのために長期にわたり活動ができず、それゆえ克服することができない財務の困難が生じたことを、受命裁判官はその報告書において裁判所に指摘している。

受命裁判官は結論として、財産の混同 (の事実) を退けて、重大な業務上の懈怠 (graves fautes de gestion) を指揮者 (M. Z) に対して非難することはできないと指摘している。

以上の理由から、

……

財産の混同を正当化する要素は満たされていないことを（裁判所は）確認する。EIRL の清算人の資格における M. Y を、その M. Z の財産の混同の請求⁽⁴⁾において（裁判所は）退ける。」

（３） Angers 控訴院の2016年7月5日の判決

うへの Le Mans 商事裁判所の判決について M. Y が控訴したのであるが、Angers 控訴院の2016年7月5日の判決⁽⁵⁾もつぎのように判示して⁽⁶⁾、EIRL の「充当届出書」に職業活動を行なうために必要な物が記載されなかったことは、職業財産と個人財産との混同にも、商法典 L. 526-6 条第 2 項に定める規律に対する重大な違反にもあたらないとして、Le Mans 商事裁判所の原判決を確認した。

「結局、充当届出書の主な目的は、企業者がその職業活動を行なうために用いるけれども、その職業活動を行なうために性質上必要であるわけではないならんかの物 (tel ou tel bien) をその職業活動に充当するという企業者の決定を、その企業者の債権者に対して対抗することができるものにするることなのであり、その職業活動を行なうために性質上必要である物の存在を明らかにすることが充当届出書の主な目的ではなく、その職業活動を行なうために性質上必要である物は、たとえそれが届出書に記載されなくても、この職業活動を行なう際にその権利が生じる債権者の担保になるのである。」

（４） 清算人による破毀申立て

うへの Angers 控訴院の判決について、M. Y はつぎの 5 点を主張して、破毀院において破毀申立てを行なった。

第 1 に、有限責任個人企業者の職業活動を行なうために必要な物、権利、義務および担保は、法定公告がある登記簿 (registre de publicité légale) においてその登録の日⁽⁷⁾に個人企業者による充当届出書 (déclaration d'affectation) の対象にならなければならない、必要があれば、その後の追加届出書 (déclaration complémentaire) の対象にならなければならない。本件において、M. Z は、商業会社登記簿における有限責任個人企業者としてのその登録の際に、その財産の充当届出書において、その商業活動の債権者にとっての担保を構成する資産または負債の要素をなんら示していないことは確実である。業務用車両を M. Z が EIRL の名義により登録したのは2012年5月30日になってからであり、その際に商業会社登記簿への充当届出書の提出を M. Z は行っていないことを裁判官自身が確認している。そうであるのに、M. Z の登録の日にはこの車両は存在しておらず、充当

届出書の対象になっていないにもかかわらず、この車両はその活動に必要なものであるのでその活動に当然に充当されると判断したことにより、事実審裁判官は、商法典 L. 526-6 条、L. 526-7 条および R. 526-3-1 条ならびに L. 526-12 条、L. 621-2 条および L. 641-1 条に違反している。

第 2 に、同様に、EIRL の名義において開設された当座口座が、商業会社登記簿における充当届出書の対象になっていないことは確実であり、裁判官自身により確認されているにもかかわらず、それが M. Z の活動を行なうために必要であるというだけの理由により、その銀行口座は企業の充当財産に当然に入るものと判断したことにより、事実審裁判官は、商法典 L. 526-6 条、L. 526-7 条および R. 526-3-1 条ならびに L. 526-12 条、L. 621-2 条および L. 641-1 条に違反している。

第 3 に、充当届出書を対抗することができる債権者であって財産がそこに充当されている職業活動が行なわれる際にその権利が生じる債権者は、充当された財産だけを一般担保 (gage général) にする。反対に、充当届出書を対抗することができる他の債権者は、充当されていない財産だけを一般担保にする。それに加えて、職業活動に必要な物は、たとえ企業者の届出書により充当されなくても、有限責任個人企業者の債権者にとっての担保を構成すると判断したことにより、事実審裁判官は、商法典 L. 526-6 条、L. 526-7 条および R. 526-3-1 条ならびに L. 526-12 条、L. 621-2 条および L. 641-1 条にさらに違反している。

第 4 に、個人企業者は、有限責任個人企業者として登録されるという選択をするのであれば、その充当届出書において、その活動に必要な物の全体の届出を行なう義務を負う。本件において、第一審裁判官が採用した理由により、この届出は単なる権能 (simple faculté) にすぎないと判断したことにより、事実審裁判官は、商法典 L. 526-6 条、L. 526-7 条および R. 526-3-1 条ならびに L. 526-12 条、L. 621-2 条および L. 641-1 条にさらに違反している。

第 5 に、個人企業者がその活動に充当する財産は、その活動を行なうために必要な物、権利、義務および担保の全体により構成される。この財産の設定は、届出書により行なわれ、その届出書が法定公告がある登記簿における登記の対象になる。この義務に対する重大な違反がある場合には、有限責任個人企業者は、その個人のものおよび権利の全体にもとづいて責任を負い、その財産は、集団手続き (procédure collective 倒産処理手続き) において集合させられることがある。本件において、M. Z は、商業会社登記簿における有限責任個人企業者としてのその登録の日において、その活動に充当する財産の要素としていかなる物、権利、義務および担保の届出も行なわなかったことを裁判官自身が確認している。この違反が、M. Z の個人財産にまで職業上の債権者の担保を拡張することを正当化しないのかどうかを追究することを怠ることにより、事実審裁判官はいずれにして

も、商法典 L. 526-6 条、L. 526-7 条および R. 526-3-1 条ならびに L. 526-12 条、L. 621-2 条および L. 641-1 条との関係において、その判断に適法な基礎を欠いている。

〔判旨〕

本判決は、うへの破毀申立理由のうちの第 1 点についてつぎのように判示した。

「商法典 L. 526-6 条、L. 526-7 条、L. 526-8 条および L. 526-12 条ならびに同法典 L. 621-2 条第 3 項に鑑みて。

これらの法文の組み合わせによると、有限責任個人企業者は、その職業活動に、その個人財産とは区別される財産を充当しなければならず、充当される財産の設定は充当届出書の提出により行なわれるのであって、その充当届出書は、職業活動に充当される物、権利、義務または担保の性質、品質、数量および価額を記載する目録を含まなければならない。これらの要素のいずれの記載もない充当届出書の提出はそれゆえ、財産の集合を正当化する性質の重大な違反にあたる。

原判決によれば、M. Z は、飲料の移動販売の活動を有限責任個人企業者の資格において行なうために財産の充当届出書を提出した。2014年7月1日に M. Z は、その職業活動について、商法典 L. 680-1 条にもとづき裁判上の清算に付され、M. Y が清算人に任命された。清算人は、この届出書には企業者がこの活動に充当する要素の記載がすべてないことを主張して、M. Z の財産の集合を請求した。

請求を退けるために、原判決は、充当届出書の主な目的は、企業者の財産の一部をその職業活動に充当するという企業者の決定をその企業者の債権者に対して対抗することができるものにすることであり、その職業活動に性質上必要な物の存在を明らかにすることが充当届出書の主な目的ではなく、その職業活動に性質上必要な物は、たとえそれが届出書に記載されなくても、その職業活動を行なう際にその権利が生じた債権者の担保になるのであると述べて、それらのことから、職業活動に必要な物の記載が充当届出書または追加届出書にないことは、職業財産および個人財産の混同にも、商法典 L. 526-6 条第 2 項の規律 (règles) に対する重大な違反にもあたらないとした。原判決は、M. Z が裁判所書記課 (greffe) に提出した充当される物についてなんらの明示がない充当届出書がそれでも裁判所書記課により受理されたことを認定し、債務者は、意図して EIRL の頭文字を用いて、その職業活動に充てる銀行口座を開設し、その活動を行なうための車両を登録したことを指摘して、それらのことから原判決は、商法典 L. 526-6 条第 2 項に定める規律 (règles) に対する重大な違反を清算人は主張していないとした。

以上のように判断したことにより、控訴院は上記の法文に違反した。」

以上の理由から（本判決は）、他の主張について判断する必要なしに、Angers 控訴院の2016年7月5日の原判決を破毀して無効にし、事件をOrléans控訴院に移送した。

〔研究〕

EIRL (entrepreneur individuel à responsabilité limitée 有限責任個人企業者) の制度は、個人企業者が法人（会社）の制度を利用しないで、「職業財産 (patrimoine professionnel 企業財産)」と「個人財産 (patrimoine personnel)」とを分離させて⁽⁷⁾、事業活動に失敗した場合でもその個人財産を事業活動の債権者の追及から免れさせるための制度として、「有限責任個人企業者に関する2010年6月15日の法律第2010-658号 (Loi n° 2010-658 du 15 juin 2010 relative à l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée, JO 16 juin 2010, Texte 1)」により定められた制度である⁽⁸⁾。本判決は、そのEIRLについてはじめての破毀院の判決であり、提出された「充当届出書 (déclaration d'affectation)」において充当される物 (biens affectés) の記載がないことは、有限責任個人企業者の「財産の集合 (réunion des patrimoines)」を正当化する「重大な違反 (manquement grave)」にあたりと解することを破毀院商事部が示したものである。

以下では、EIRL の制度を概観した後に、本判決の意義を確認したい。

1 EIRL の制度

EIRL の制度は、「有限責任個人企業者に関する2010年6月15日の法律第2010-658号」により商法典第5編「商業証券および担保」の第2章「担保」の第6節「個人企業者および配偶者の保護」において第1款「主たる住居の差押不能」の後に追加された第2款「有限責任個人企業者」の規定（商法典L. 526-6条ないしL. 526-21条〔以下、括弧内の条文は明記がなければ商法典の条文とする〕）により定められている⁽¹⁰⁾。

そのうちの冒頭のL. 526-6条の規定は、つぎのように定める。

商法典

L. 526-6 条 ① すべての個人企業者は、法人を成立させることなく、その個人財産とは区別される財産をその職業活動に充当することができる。

② 前項の財産は、個人企業者がそれらの権利者であって、その職業活動を行なうために必要である物、権利、義務または担保の全体により構成される。前項の財産はまた、個人企業者がそれらの権利者であって、その職業活動を行なうために利用され、かつ、個人企業者がそれらを前項の財産に充当することを決定する物、権利、義

務または担保をも含むことができる。同一の物、権利、義務または担保は、1つのみの充当される財産の構成にだけ含めることができる。

③（2010年7月27日の法律第2010-874号）《前項の規定にかかわらず、農事海洋漁業法典L. 311-1条の意味における農業活動を行なう個人企業者は、その経営を行なうために利用する土地を（2011年5月17日の法律第2011-525号）《その職業活動に》充当しないことができる。この権能は、その経営者がその所有者である土地のすべてに適用される。》

④ 財産がそこに充当される職業活動を行なうためには、個人企業者は、その直前または直後に「有限責任個人企業者」の文言または「EIRL」の頭文字を付したその氏名を含む名称を使用する。

（1）「職業財産」の設定

EIRLにおける「職業財産」の設定は、個人企業者がEIRLの「充当届出書」を提出することにより行なわれる⁽¹¹⁾（L. 526-7条1項）。「充当届出書」は、(1) 職業財産に充当する物、権利、義務または担保の性質、品質、数量または価額を記載する目録（état descriptif）、(2) 財産が充当される職業活動の目的（objet）の記載、(3)（つぎにみる）L. 526-9条ないしL. 526-11条の手続きの履踐を証明する文書を、その内容に含まなければならない（R. 526-3条4号、6号、8号）、登記簿の管理を担当する組織は、それらの記載をその内容に含むことを検査した後に「充当届出書」を受理することが義務づけられている（L. 526-8条1項）。

不動産の充当は、公証人証書（acte notarié）により受領され、かつ、抵当局（bureau des hypothèques [不動産票函 fichier immobilier]）において公示される（L. 526-9条）。充当される財産の金銭（liquidités）以外の資産要素（élément d'actif）のうち充当届出書に記載されるその価額が30 000 €を超えるものについては、個人企業者が任命する会計監査役（commissaire aux comptes）、専門会計士（expert-comptable）、業務会計団体（association de gestion et de comptabilité）または公証人（notaire）による報告書の作成が必要である（L. 526-10条）。職業財産に充当される物が夫婦間の共通物（biens communs [民法典1400条以下]）または不分割物（biens indivis [民法典815-1条以下]）である場合には、個人企業者は、その配偶者（conjoint）またはその共同不分割権利者（coïndivisaires）の明示の同意があることを証明しなければならない（L. 526-11条）。

その活動に財産が充当される職業活動は、自律した会計（comptabilité autonome）の対象になり（L. 526-13条1項）、個人企業者は、その職業活動だけに充てられる銀行口座（comptes bancaires）を与信機関（établissement de crédit）に開設する義務を負う（同条3項）。有限責任個人企業者は、貸借対照表（bilan）ま

たは略式会計義務 (obligations comptables simplifiées [同条 2 項]) による書類を毎年度提出しなければならず、その書類の記載は、充当された財産の構成の更新 (actualisation) をする効力をもつ (L. 526-14 条)。有限責任個人企業者は、(職業財産から) 個人財産に支払う「収益 (revenus)」を定める (L. 526-18 条)。

充当届出書は、それが提出された後にその権利が生じた債権者に対して当然にそれをもって対抗することができる (L. 526-12 条 1 項)。すなわち、民法典の (債務を負う者はその現在および将来のすべての動産および不動産にもとづきその責務 [engagement] を履行する義務を負うと定める) 第 2284 条の規定および (債務者の物はその債権者の共通の担保であると定める) 第 2285 条の規定にかかわらず、一方において、①職業活動が行なわれる際にその権利が生じた債権者は、有限責任個人企業者の充当された財産 (すなわち「職業財産」) だけをその一般担保 (gage général) にし (同条 2 項 1 号)、他方において、②他の債権者 (すなわち、職業活動以外の場面においてその権利が生じた債権者) は、有限責任個人企業者の充当されない財産 (すなわち「個人財産」) だけを一般担保にする (同条 2 項 2 号) ことになる。ただし、後者②の債権者の一般担保権 (droit de gage général) は、有限責任個人企業者の充当されない財産だけでは不十分である場合には、(有限責任個人企業者の充当された財産において) 最終の事業年度が終了する際に計上される利益 (bénéfice) に及ぶ (同条 4 項)。

(2) 規律違反に対する制裁

以上のように、充当届出書をもって対抗することができる債権者については、職業活動による債権者の担保は有限責任個人企業者の「職業財産」であるとし、それ以外の債権者の担保は有限責任個人企業者の「個人財産」であると定めて (L. 526-12 条 2 項)、有限責任個人企業者のもとにおける「職業財産」と「個人財産」との分離が定められている。ただし、有限責任個人企業者に「欺罔行為 (fraude)」がある場合、または、充当される財産の構成を定める (1 の冒頭に掲げた) L. 526-6 条第 2 項に定める規律もしくは L. 526-13 条に定める (うえにみた会計) の義務に対する「重大な違反 (manquement grave)」がある場合には、有限責任個人企業者は、その有する物および権利のすべてにもとづいて責任を負うと定められている (L. 526-12 条 3 項)。

EIRL の制度が、2010 年の法律により定められたことにともない、集団手続き (procédure collective 倒産処理手続き) の制度も、2010 年 12 月 9 日のオールドナンス第 2010-1512 号 (注 10 を参照) により改正されて、EIRL の場合には、集団手続きは「財産ごと (patrimoine par patrimoine)」に適用されると定められた (L. 680-1 条)。ただし、債務者の「財産」と第三者の「財産」との間に混同 (confusion) がある

場合または法人の架空性 (fictivité de la personne morale) がある場合における第三者に対する集団手続きの「拡張 (extension)」を定める規定 (L. 621-2 条 2 項) の後に、2010年12月9日のオルドナンス第2010-1512号は、EIRL の場合についても、集団手続きの対象である「財産」と他の「財産」との間に混同がある場合のほか、うえにみた L. 526-12 条第 3 項の規定に対応させて、L. 526-6 条第 2 項に定める規律もしくは L. 526-13 条に定める義務に対する「重大な違反」がある場合、または、集団手続きの対象である「財産」に対して一般担保権を有する債権者に対する「欺罔行為 (fraude)」がある場合には、有限責任個人企業者の「職業財産」と「個人財産」との「集合 (réunion)⁽¹⁴⁾」を裁判所が言い渡すことを認める規定 (L. 621-2 条 3 項) を追加した。本判決は、その規定 (L. 621-2 条 3 項) にもとづく EIRL の「職業財産」の清算人による、裁判所に対する個人企業者の「職業財産」と「個人財産」との「集合」の請求によるものである。

2 本判決の意義

EIRL における「職業財産」は、1 の冒頭に掲げた商法典 L. 526-6 条第 2 項の規定が定めるように、つぎの 2 類型の物（または権利、義務もしくは担保）からなる。すなわち、第 1 に、①その職業活動を行なうために必要である物である（第 1 文）。商法典 R. 526-3-1 条は、⁽¹⁵⁾「L. 526-6 条第 2 項の適用にあたり、職業活動を行なうために必要である物、権利、義務および担保とは、この活動の枠内においてしか性質上利用できないものをいう」と規定する。第 2 に、②その職業活動を行なうために性質上必要であるわけではないけれども、それでも、その職業活動を行なう際に利用するので、個人企業者がそれを「職業財産」に充当することを決定する物である（第 2 文）。

本件の事案において、個人企業者 (M. Z) は、飲料の移動販売のために EIRL の充当届出書を提出した時点において、業務に用いる小型トラックを登録しておらず、職業活動のための銀行口座も、(M. Z の主張によれば) 口座を開設するためには、まず EIRL の充当届出書の裁判所書記課 (greffe) への提出の証明を銀行が求めたために開設していなかった。すなわち、M. Z は、EIRL の充当届出書を提出した時点において「職業財産」に充当する物も権利も有してはおらず、そのために充当届出書には職業財産に充当される物および権利の記載がなかったのである。

そのような充当される物（および権利）の記載がない充当届出書が提出された場合であっても、本件の控訴院の原判決（および商事裁判所の第一審判決）は、「個人財産」とは区別される「職業財産」の設定を認めたのであるが ((1))、破産院商事部の本判決は反対に、その場合における「個人財産」とは区別される

「職業財産」の設定を認めなかった(2)。

(1) 充当される物の記載がない充当届出書による財産の設定(原判決の立場)

すなわち、[事実]の(3)に掲げた本件の控訴院の原判決は、まず、「結局、充当届出書の主な目的は、企業者がその職業活動を行なうために用いるけれども、その職業活動を行なうために性質上必要であるわけではないなんらかの物をその職業活動に充当するという企業者の決定を、その企業者の債権者に対して対抗することができるものにする事なのであり」と判示する。これはすなわち、(2の冒頭にみた)EIRLの「職業財産」を構成する2類型の物のうち、②職業活動を行なうために性質上必要ではないけれども、それでも職業活動のために利用する物については、充当届出書にそれらの物を記載することが、それらの物の充当を債権者に対抗するためには必要であると判示するものである。

控訴院の原判決はそれにつづけて、「その職業活動を行なうために性質上必要である物の存在を明らかにすることが充当届出書の主な目的ではなく、その職業活動を行なうために性質上必要である物は、たとえそれが届出書に記載されなくても、この職業活動を行なう際にその権利が生じる債権者の担保になるのである」と判示する。これはすなわち、(2の冒頭にみた)EIRLの「職業財産」を構成する2類型の物のうち、①職業活動を行なうために必要である物は、充当届出書にそれらの物が記載されなくても当然にEIRLの「職業財産」を構成すると判示するものである。

控訴院の原判決はすなわち、(2の冒頭にみた)EIRLの「職業財産」を構成する2類型の物のうち、①職業活動に必要である物については、充当届出書における充当の記載を「充当の単純な(覆すことができる)推定(*présomption simple d'affectation*)」であるとみるのに対して、②職業活動を行なうために性質上必要であるわけではないけれども職業活動のために利用される物については、充当届出書における充当の記載を充当の「覆すことができない推定(*présomption irréfragable*)」であるとみるものであると指摘されている。⁽¹⁶⁾

本件の事案では、充当届出書が提出された時点において職業活動に必要である物(業務用車両)および権利(銀行口座)は個人企業者(M. Z)にはなかったのであり、それにもかかわらず充当届出書の提出による「職業財産」の設定を認めた控訴院の原判決の立場は、その法主体に物および権利が現実にはなくても、権利義務の主体になるための適格(*aptitude*)としての「財産(*patrimoine*)」を観念する「財産(*patrimoine*)」についての民法学の古典的な考え方(*conception civiliste classique*)⁽¹⁷⁾(注7を参照)にならうものであると指摘されている。

（２） 充当届出書における充当される物の記載の必要性（本判決の立場）

それに対して、〔判旨〕に掲げた破毀院商事部の本判決は、つぎのように判示する。「有限責任個人企業者は、その職業活動に、その個人財産とは区別される財産を充当しなければならず、充当される財産の設定は充当届出書の提出により行なわれるのであって、その充当届出書は、職業活動に充当される物、権利、義務または担保の性質、品質、数量および価額を記載する目録を含まなければならない。これらの要素のいずれの記載もない充当届出書の提出はそれゆえ、財産の集合を正当化する性質の重大な違反にあたる」。

すなわち、EIRLの充当届出書には、「職業財産」に充当される物（または権利、義務もしくは担保）が記載されなければならない、それらの記載がすべてない充当届出書の提出は「重大な違反」にあたり、集団手続き（倒産処理手続き）において有限責任個人企業者の「財産」の「集合（réunion）」（L. 621-2条3項）が認められるとした。それゆえ、本判決によれば、職業活動に充当される物の記載がない充当届出書が提出された場合には、集団手続きによらないときでも、有限責任個人企業者は同様に「重大な違反」を理由にして、（１の（２）にみたように）その有する物および権利のすべてにもとづいて責任を負うことになり（L. 526-12条3項）、すなわちその場合には、「個人財産」と「職業財産」との分離は認められないことになる。

商法典の規定は、充当届出書は「職業財産」に充当される物の「目録（état descriptif）」を内容に含むものと定めており（L. 526-8条1項1号、R. 526-3条6号）、本判決はその規律の字義通りの適用（application littérale）をしたのであるとも指摘されている⁽¹⁸⁾。

充当届出書における「職業財産」に充当される物の記載を義務づけることにより、充当届出書において有限責任個人企業者の「職業財産」の内容と（それゆえ「職業財産」に充当されていない）「個人財産」とを有限責任個人企業者の（職業財産および個人財産のそれぞれの）債権者に明らかにして、それらの債権者の担保を明確にすることを本判決は重視したのであるとも解されている⁽¹⁹⁾。

とりわけ、法文上は、「商法典L. 526-6条第2項に定める規律に対する重大な違反」が（１の（２）にみたように）、有限責任個人企業者がその有するすべての物および権利にもとづき責任を負うことになる事由（L. 526-12条3項）、ならびに、集団手続き（倒産処理手続き）において有限責任個人企業者の「財産の集合」が認められることになる事由（L. 621-2条3項）として掲げられているのであるが、（１の冒頭に掲げた）商法典L. 526-6条第2項の規定は、「充当届出書」の内容を直接には定めていないので、本判決が、（〔判旨〕に掲げたように）商法典L. 526-6条、L. 526-7条、L. 526-8条およびL. 526-12条ならびにL. 621-2条第3項の

規定を根拠条文 (visa) に掲げて、しかも「これらの法文の組み合わせ (combinaison de ces textes)」により本判決の結論を導いた点については、破毀院がその法律審裁判官の責任 (sa responsabilité de juge du droit) においてその解釈権限 (son pouvoir d'interprétation) を行使して、充当される物の記載がない充当届出書の提出という事実に対して、破毀院にとってもっとも適切 (la plus adéquate) であるとおもわる「財産の集合」という制裁を定めたのであると指摘されている⁽²⁰⁾。

しかし、EIRL の充当届出書に「職業財産」に充当される物の記載がない場合には「財産」の分離を認めないという破毀院商事部の本判決がとる厳格な立場は、期待されたようには利用されていない EIRL の利用から個人企業者をさらに遠ざけるものであるとも指摘されている⁽²¹⁾。

- (1) Cass. com. 7 février 2018, n° 16-24.481, *JurisData* n° 2018-001413; *D* 2018, p. 292, obs. Alain LIENHARD; *Gaz. Pal.* 6 mars 2018, n° 9, p. 37, obs. Catherine BERLAUD; *JCP G* 2018, 279, p. 476, note Jean-Denis PELLIER; *Petites Affiches* 16 mars 2018, n° 55, p. 10, note Véronique LEGRAND; *D* 2018, p. 594, note Sandrine TISSEYRE; *Rev. procédures collectives* n° 2, mars-avril 2018, comm. 53, p. 26, note Bernard SAINTOURENS; *Petites Affiches* 10 avril 2018, n° 72, p. 11, note Christian GAMALEU KAMENI; *Gaz. Pal.* 17 avril 2018, n° 15, p. 51, note Florence REILLE; *Bull. Joly Sociétés* 2018, p. 226, note Bernard SAINTOURENS; *Petites Affiches* 15 mai 2018, n° 97, p. 10, note Vincent PERRUCHOT-TRIBOULET; *JCP E* 2018, 1276, note Christine LEBEL; *Rev. sociétés* 2018, p. 311, note Guillaume GRUNDELER; *Rev. droit rural* n° 465, août-sept. 2018, comm. 114, p. 37, note Christine LEBEL.
- (2) Trib. com. Le Mans 10 mars 2015, n° 2014011640.
- (3) Trib. com. Le Mans 30 avril 2015, n° 2014011640.
- (4) Le Mans 商事裁判所の2015年4月30日の判決の主文における「財産の混同の請求 (demande de confusion des patrimoines)」は、控訴審である Angers 控訴院の2016年7月5日の判決において「財産の集合の請求 (demande de réunion des patrimoines)」に訂正されている。
- (5) CA Angers 5 juillet 2016, n° 15/01353.
- (6) M. Y は、第一審および控訴審において、M. Z が提出した EIRL の「充当届出書」には記載されていなかった住居用家屋およびその購入のための借入れが、M. Z が提出した「支払停止届出書」には記載されていたという事実を、M. Z による財産の混同の事実を主張する理由としてあげていた。しかし、控訴審の Angers 控訴院の判決は、「(支払停止届出書における)『不動産資産の存在 (présence d'actif immobilier)』の項目の oui の欄にチェックを入れた…」という事実は、その活動中に2つの財産の混同があったことを意味しないと判示して、M. Y のその主張を退けている。
- (7) そこにいう「財産 (patrimoine)」とは、1つの法主体が有する積極財産と消極財産との総体であり、同時に(物および権利が現実にはなくても「財産」は観念されるという意味において)そのような総体が法主体に帰属するための法主体の適格 (aptitude) であって、法主体の

人格の発現であるとされる。そのように「財産」をそれが帰属する法主体との関係性においてとらえて、1つの法主体がもつ「財産」は単一でありかつ不可分であるとする「財産の単一不可分性 (unité et indivisibilité du patrimoine)」が、19世紀後半に Aubry および Rau 両教授により定式化されて、この「財産の単一不可分性」の原則をめぐり後に議論が行なわれてきた。1つの法主体 (個人企業者) のもとに「職業財産」と「個人財産」との分離を定める EIRL の制度は、「財産の単一不可分性」の原則に正面から抵触する制度である。

「財産 (patrimoine)」の概念をめぐる議論についての日本語文献として、横山美夏「財産一人と財産との関係から見た信託」NBL791号 (2004年) 16頁以下、原惠美「信用の担保たる財産に関する基礎的考察—フランスにおけるパトリモワーズ (patrimoine) の解明—」法学政治学論究 (慶応義大) 63号 (2004年) 357頁以下、原惠美「フランスにおけるパトリモワーズ論の原型—オーブリー＝ローの理論の分析—」同誌69号 (2006年) 357頁以下、原惠美「財産管理に対する二つのアプローチ—管理の対象たる『財産』をめぐるフランス法の検討を契機として」同誌70号 (2006年) 231頁以下、片山直也「財産—bien および patrimoine」北村一郎編『フランス民法典の200年』(2006年、有斐閣) 177頁以下、アンヌ＝ロール・トーマ＝レイノー (片山直也訳)「充当資産 (le patrimoine d'affectation)—不明確な概念についての諸考察」慶応法学19号 (2011年) 513頁以下、横山美夏「財産概念について—フランス法からの示唆—」早稲田大学比較法研究所編『日本法の中の外国法—基本法の比較法的考察—』(2014年、早稲田大学比較法研究所) 47頁以下、瀬川信久『『資産 (patrimoine)』理論は日本民法学にとってどのような意味をもつのか—横山報告へのコメント』同書81頁以下、小峯庸平「責任財産の分割と移転のための—考察—フランスにおけるパトリモワーズ概念に関する諸理論を参照にして (一)～(三)」法協134巻9号 (2017年) 1頁以下、12号151頁以下、135巻6号 (2018年) 61頁以下。

- (8) EIRL について、とりわけ、François TERRÉ (dir.), *EIRL, L'entrepreneur individuel à responsabilité limitée*, Litec, 2011 を参照。EIRL の制度を定める2010年6月15日の法律第2010-658号について公表された多くの雑誌論文について、*Code de commerce*, Éd. 2018, 113^e éd., Dalloz, 2017, pp. 1122 et 1123 (BIBL. GÉN.); *Code de commerce*, Éd. 2018, 30^e éd., LexisNexis, 2017, pp. 979 et 980 (Bibliographie) を参照。

EIRL についての日本語文献として、マリー＝エレーヌ・モンセリエ＝ボン (片山直也訳)「充当資産 (patrimoine d'affectation) の承認による個人事業者の保護 (翻訳)—フランスにおける有限責任個人事業者 (EIRL) に関する2010年6月15日法—」法学研究 (慶応義大) 84巻4号 (2011年) 65頁以下、ピエール・クロック (原惠美訳)「近時のフランス法における資産 (patrimoine) 論の展開」立教法務研究6号 (2013年) 161頁以下、拙稿「有限責任個人企業者 (EIRL)—有限責任個人企業者に関する2010年6月15日の法律第658号 (立法紹介)」日仏法学26号 (2011年) 192頁以下。

- (9) EIRL にかかわるこれまでの裁判例に、つぎの判決がある。Trib. com. Dunkerque 11 mars 2014, n° 2014-001064, *Gaz. Pal.* 20 janv. 2015, p. 412, note Florence REILLE ; CA Versailles 3 avril 2014, n° 13/07219, *JurisData* n° 2014-007262 ; CA Lyon 9 oct. 2014, n° 13/08847, *JurisData* n° 2014-024791 ; CA Caen 8 sept. 2016, n° 15/03792.
- (10) EIRL の制度は、商法典 L. 526-6 条ないし L. 526-21 条の規定に加えて、「本款の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定める」(L. 526-21 条) とする規定にもとづき制定された「有限責任個人企業者に関する2010年12月29日のデクレ第2010-1706号」が追加し

た商法典 R. 526-3 条ないし R. 526-24 条の規定、および、「有限責任個人企業者に関する2010年12月29日のアレテ」が追加した商法典 A. 526-1 条ないし A. 526-4 条の規定により定められている。さらに、2010年6月15日の法律第2016-658号第8条 I の規定による授權にもとづいて、「経営難企業法および過剰債務状態の処理手続きの有限責任個人企業者への適応を定める2010年12月9日のオルドナンス第2010-1512号」が定められている。

EIRL の制度を定める法律規定は、その後とくに、「手工業、商業および極小規模企業に関する2014年6月18日の法律第2014-626号 (Loi n° 2014-626 du 18 juin 2014 relative à l'artisanat, au commerce et aux très petites entreprises)」の第33条ないし第35条の規定、および、「経済生活の透明性、腐敗に対する戦いおよび現代化に関する2016年12月9日の法律第2016-1691号 (Loi n° 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique)」の第128条の規定により改正されている。

うへの2014年の法律による EIRL の制度の改正について、Véronique LEGRAND, EIRL : réforme de simplification ou disparition ?, *Petites Affiches* 30 avril 2014, n° 86, pp. 6 et suiv. ; Véronique LEGRAND, L'entreprise à patrimoine affecté sur la sellette ?, *D* 2014, pp. 1458 et suiv. ; Véronique LEGRAND, Loi artisanat, commerce et TPE : quelles simplifications pour les EIRL ?, *Bull. Joly Sociétés* 2014, pp. 432 et suiv.

うへの2016年の法律による EIRL の制度の改正について、Véronique LEGRAND, Le projet de loi Sapin II ou l'art de redonner confiance aux entrepreneurs par un accès plus aisé aux statuts limitatifs de responsabilité, *Petites Affiches* 7 juin 2016, n° 113, pp. 7 et suiv. ; Julien VALIERGUE, EIRL : suppression de l'opposabilité de l'affectation aux créanciers antérieurs par la loi Sapin 2, *JCPE* 2017, 1389.

- (11) EIRL の「充当届出書」は、(1) その個人企業者が法定公告がある登記簿への登録の義務を負う場合 (自然人商人は商業会社登記簿への登録が義務づけられており [商法典 L. 123-1 条 I 第1号]、手工業者 [artisans] は手工業者名簿 [répertoire des métiers] への登録が義務づけられている [商業および手工業の発展および促進に関する1996年7月5日の法律第96-603号19条 I]) にはその登記簿、(2) その個人企業者が二重に登録されている場合には、その個人企業者が選択する登記簿、(3) 法定公告がある登記簿への登録の義務を負わない自然人の場合には、その主な開業の地の商事を管轄する裁判所の書記課が管理する登記簿、(4) 農業運営者の場合には、権限がある農業会議所が管理する農業登記簿に提出される (L. 526-7 条 1 項)。
- (12) そのほかに、個人企業者による充当の放棄および個人企業者の死亡 (L. 526-15 条)、死亡した個人企業者の相続人または承継人 (ayants droit) による職業活動の継続 (L. 526-16 条)、充当された財産の移転 (L. 526-17 条) について規定がある。
- (13) 充当届出書が提出される以前にその権利が生じていた債権者についても、個人企業者がそれらの債権者に対しても対抗できる旨を充当届出書に記載し、かつ、それらの債権者に異議を述べる機会を与えて、充当届出書をそれらの債権者に対しても対抗することができるものにするための手続きが、当初は2010年の法律により定められていた (2016年の法律による改正前の商法典 L. 526-12 条 2 項ないし 5 項)。しかし、2016年の法律 (注10を参照) による改正により、それらの手続きは削除されており、充当届出書が提出される以前にその権利が生じていた債権者に対しては一律に、充当届出書は対抗することができないものにされている。
- (14) 第三者に対する集団手続きの「拡張」を定める L. 621-2 条第 2 項の規定の場合とは異なり、EIRL の場合には、同一の法主体に帰属する複数の「財産」が 1 つの集団手続きの対象に

- なので、同条第3項の規定では、(第三者に対する集団手続きの)「拡張 (extension)」ではなく(同一の法主体に帰属する複数の「財産」の)「集合 (réunion)」の表現が用いられた。つぎの論者が、その点を指摘する。SAINTOURENS, *op. cit.* (注1), *Bull. Joly Sociétés* 2018, pp. 227 et 228.
- (15) 2012年1月30日のデクレ第2012-122号が追加したこの R. 526-3-1 条の規定について、Loïc FIRLEY, EIRL et affectation des «biens nécessaires»: les précisions déceptives du décret du 30 janvier 2012, *Bull. Joly entreprise en difficulté* 2012, pp. 196 et 197.
- (16) LEGRAND, *op. cit.* (注1), p. 12 が、そのように指摘する。
- REILLE, *op. cit.* (注1), p. 52 も同様に、充当届出書における充当の記載の意義については、それを[1] 充当財産の内容の単なる立証方法 (simple mode de preuve du contenu du patrimoine d'affectation) にすることと、そこに[2] 充当された財産の内容を決定する役割 (rôle de déterminer le contenu du patrimoine affecté) を与えることが考えられるのであり、控訴院の原判決は、(2の冒頭にみた) EIRL の「職業財産」を構成する2種類の物のうち、①職業活動に性質上必要である物については、充当届出書の記載に前者[1]の意義を認めて、②職業活動に性質上必要であるわけではないけれども利用される物については、充当届出書の記載に後者[2]の意義を認めるという中間の立場をとるものであると指摘する(破毀院商事部の本判決は、①および②の物について充当届出書の記載に後者[2]の意義を認めるとする)。
- (17) REILLE, *op. cit.* (注1), p. 53 が、そのように指摘する。
- (18) LEBEL, *op. cit.* (注1), *JCPE* 2018, 1276, p. 20 et *Rev. droit rural* 2018, comm.114, p. 38 が、そのように指摘する。
- (19) 充当届出書の内容である充当される物の「目録 (état descriptif)」には、(職業活動のために「利用される [utilisés]」物を)「個人財産」と「職業財産」とに振り分ける役割 (fonction de répartition) のほかに、有限責任個人企業者の「個人財産」と「職業財産」とのそれぞれの範囲 (périmètre) を債権者に知らせる役割 (fonction d'informer) があることを指摘して、充当届出書に充当される物の記載がない場合には、その債権者に知らせる役割 (情報提供) が妨げられることになる点に違反の「重大性」が認められるとつぎの論者は解している。GRUNDELER, *op. cit.* (注1), p. 315, n° 12.
- (20) SAINTOURENS, *op. cit.* (注1), *Bull. Joly Sociétés* 2018, pp. 228 et 229 が、そのように指摘する。SAINTOURENS, *op. cit.* (注1), *Rev. procédures collectives* 2008, comm. 53, p. 27 も参照。
- それに対して、L. 526-8 条第1項の規定が、充当届出書の内容として充当される物の目録を定めているのは、すなわち、L. 526-6 条第2項の規定が定める「職業財産」の内容を充当するための方式 (modalité ou formalités) を定めているのであって、充当届出書に充当される物の記載がない場合には「職業財産」の内容が充当されないことになるのであり、それゆえ、L. 526-8 条第1項の規定の違反はL. 526-6 条第2項の規定の違反を基礎づけるとみる見方をつぎの論者は示す。TISSEYRE, *op. cit.* (注1), pp. 596 et 597 ; GRUNDELER, *op. cit.* (注1), pp. 313 et 314, n° 9.
- ただし、以上のようなL. 526-6 条第2項の規定を介した (L. 526-12 条3項およびL. 621-2 条3項に定める)「重大な違反」の対象になる規定の拡大は、充当届出書における充当される物の「目録 (état descriptif)」の記載を定める規定 (L. 526-8 条1項1号、R. 526-3 条6号) のほかに、財産が充当される職業活動の「目的 (objet)」の記載を定める規定 (L. 526-8 条1項2号、R. 526-3 条4号) に及ぶ(職業活動の「目的」の記載がない場合には、職業活動に必

要である物または職業活動に利用することができる物を識別することができないことになる)にとどまるのであり、「職業財産」への充当の方式を定める他の規定には、それらの規定に固有の制裁(充当の不对抗 [L. 526-9 条 4 項, L. 526-11 条 3 項] または個人企業者の責任 [L. 526-10 条 3 項, 4 項])が定められていると、GRUNDELER, *op. cit.* (注 1), p. 314, n° 9 はあわせて指摘する。

- (21) EIRL の利用が少ないことを、つぎの論者が指摘する。PELLIER, *op. cit.* (注 1), p. 479; TISSEYRE, *op. cit.* (注 1), p. 594; SAINTOURENS, *op. cit.* (注 1), *Rev. procédures collectives* 2008, comm. 53, p. 26 et *Bull. Joly Sociétés* 2018, p. 227.

2013年8月13日の時点における INSEE の統計によれば、約180万の個人企業が存在するのに対して、EIRL の利用は17,896件にすぎないとされる。LEGRAND, *op. cit.* (注10), *Petites Affiches* 30 avril 2014, n° 86, p. 6 を参照。EIRL は INSEE によるその利用の統計におけるよりも法文献 (*littérature juridique*) において大きな地位を占めていると、PERRUCHOT-TRIBOULET, *op. cit.* (注 1), pp. 10 et 11 は述べる。

- (22) そうした趣旨をつぎの論者が指摘する。PELLIER, *op. cit.* (注 1), p. 479; GRUNDELER, *op. cit.* (注 1), p. 315, n° 13.

REILLE, *op. cit.* (注 1), p. 54 は、本判決が認める充当の形式的な性格にともなうつぎの3つの困難な点 (*difficultés*) を指摘する。第 1 に、充当届出書に充当される物の記載がない場合に「職業財産」と「個人財産」との分離が認められないのであれば、創業の時点において「職業財産」に充当する物をもたない個人企業者による EIRL の利用は排除されることになる。第 2 に、(本判決によれば、「職業財産」に充当される物は、充当届出書 [もしくは追加届出書] に記載された物または後に提出される貸借対照表の記載による更新により「職業財産」の内容とされた物 [L. 526-14 条 1 項] に限定されると解して) そうであれば、充当届出書に記載されない物は貸借対照表の記載による更新の対象になるまでは(職業活動に必要である物であっても)「職業財産」の債権者の担保から免れることになる。充当届出書を提出した後に個人企業者が「職業財産」に充当する物について「追加届出書 (*déclaration complémentaire*)」の提出が義務づけられるのは、(1 の (1) にみた) L. 526-9 条ないし L. 526-11 条の手続きの対象になる物だけであり (L. 526-9 条 3 項, L. 526-10 条 2 項, L. 526-11 条 2 項)、それ以外の物については、貸借対照表の提出は事業年度終了後 6 月以内であるので (R. 526-19 条)、貸借対照表の記載による更新は最長 18 か月後になるのであり、その更新に遡及効は認められないと指摘される。第 3 に、より一般的に、本判決が示す形式主義の硬直性のために、EIRL において財産の分離解消 (*décloisonnement des patrimoines*) が言い渡される危険が増大する。